

第108期定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

- 主要な営業所および工場
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- 新株予約権等に関する事項
- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 補償契約の内容の概要等
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

小林製薬株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

●主要な営業所および工場（2025年12月31日現在）

① 当社

本社	(大阪市中央区)
中央研究所	(大阪府茨木市)
東京製品営業所	(東京都江東区)
大阪製品営業所	(大阪府茨木市)

② 子会社

富山小林製薬株式会社	(富山県富山市)
仙台小林製薬株式会社	(宮城県黒川郡大和町)
桐灰小林製薬株式会社	(兵庫県三田市)
愛媛小林製薬株式会社	(愛媛県新居浜市)
小林製薬プラックス株式会社	(富山県富山市)
Kobayashi Healthcare International, Inc.	(米国)
Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC	(米国)
Focus Consumer Healthcare, LLC	(米国)
小林製薬（中国）有限公司	(中国)
合肥小林日用品有限公司	(中国)
合肥小林薬業有限公司	(中国)
小林製薬（香港）有限公司	(中国)

●使用人の状況（2025年12月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,731 (415) 名	+116 (△23) 名

(注) パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,737 (92) 名	+72 (△7) 名	41.2歳	12.8年

(注) パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

●主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

●新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

●役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役ならびに執行役員、関係会社社長を含む部長職相当以上の管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

●補償契約の内容の概要等

当社は、取締役 大田 嘉仁、取締役 豊田 賀一、取締役 松嶋 雄司、取締役 小林 章浩、取締役 片江 善郎氏、取締役 高橋 昭夫氏、取締役 毛利 正人氏、取締役 松本 真輔氏、取締役 楠本 美砂氏、取締役 門川 俊明氏、監査役 山脇 明敏、監査役 川西 貴、監査役 八田 陽子氏および監査役 森脇 純夫氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の実行に関する判断は、取締役会の決議により行うものとしており、また、当社が当社役員に対してその責任を追及する場合に当該当社役員に生じる費用は原則として補償しないこととするなど、一定の措置を講じております。

●会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	70
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 在外連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

また監査役会は、会計監査人についてその他の理由により独立性の維持ができず、監査の公正さや適切な監査品質を担保できない等、当社の監査業務に重大な支障をきたす恐れがあると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

●業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務（当社およびその子会社から成る企業集団における業務を含む。）の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

当社は、2024年3月22日、紅麹関連製品にて一部の紅麹原料に当社の想定していない成分が含まれていた件（以下「本件事案」といいます。）を公表し、事実検証委員会による調査を経た同年9月17日、二度と同種事案を発生させないという決意の下、再発防止策を公表いたしました。また、当社は、再発防止策を着実に実行するべく、2025年8月に業務の適正を確保するための体制について、再発防止策の内容を反映した改訂を行っております。当社は、公表した再発防止策を実行していくとともに、業務の適正を確保するための体制の整備と運用を着実に推進してまいります。

1. 当社およびグループ各社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

（1）仕組み・制度

- ① 当社グループの役職員が法令遵守の精神と高い倫理観をもって行動するための指針として、「小林製薬グループ企業行動憲章」を制定します。また、当該憲章に基づき反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するとともに、贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組みます。

【当該体制の運用状況】

- ・当社および当社グループで定めている「小林製薬グループ企業行動憲章」を「従業員手帳」に記載して役職員に配付しました。
- ・当社は、大阪府の企業防衛連合協議会や暴力追放推進センターの活動に参加し、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図っており、適宜社内でのイントラネットで共有しております。こうした啓発活動を継続し、当社グループ全体が反社会的勢力および団体と一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応しております。
- ・公務員等に対する贈賄等を防止する体制を構築するため、贈収賄防止規程を制定し、運用しております。
- ・本件事案を受けて、誠実さを行動準則とした組織運営を改めて徹底するため、インテグリティ経営を推進する部署としてインテグリティ推進グループを新設し、メール通信を通じた全従業員へのインテグリティの浸透、および当社グループにおけるインテグリティの定義の明確化等を行いました。

② 「小林製菓グループ企業行動憲章」に基づく役職員の誓約事項を記載した「役員および従業員等の誓約」を取得します。

【当該体制の運用状況】

- ・ 役職員は毎年、「小林製菓グループ企業行動憲章」の具体的な行動基準を定めた「役員および従業員等の誓約」に署名・提出し、会社がこれを保管しております。

③ 各部署にコンプライアンス推進者を定め、コンプライアンス・プログラム等に関する各所属内での周知徹底、教育の実施、報告・相談の受け付け、およびコンプライアンス違反等の是正指導等を行います。

【当該体制の運用状況】

- ・ コンプライアンス規程により各部署にコンプライアンス推進者を定め、コンプライアンス・プログラム等に関する各所属内での周知徹底、教育の実施、報告・相談の受け付け、およびコンプライアンス違反等の是正指導等を行っております。
- ・ 日本国内の役職員を対象とした「エンゲージメント調査（声サーベイ）」を実施しました。
- ・ 国内外の役職員に対する研修として、研修内容および対象者を決めた年間計画を策定のうえ、研修を実施しました。

④ 各本部およびグループ各社にコンプライアンスリーダーを定めます。コンプライアンスリーダーは、各本部特有のコンプライアンス・プログラムの設定および実行ならびに健全な組織風土の醸成に関する責任を負います。

【当該体制の運用状況】

- ・ 各本部長およびグループ各社社長をコンプライアンスリーダーとして任命しました。コンプライアンスリーダーは、各本部・グループ各社特有のコンプライアンス課題を設定し、対応策を実施しました。

⑤ 法改正情報を定期的に収集し、最新法令への対応を行います。

【当該体制の運用状況】

- ・ 法改正情報を定期的に収集し、必要に応じて最新法令への対応を行っております。
- ・ 本件事案を受けて、製品の開発および製造の関連法規を専門的に扱う部署として研究製品法規グループおよび製造法規・管理グループを新設しました。

- ⑥ 取締役などの選任や報酬の決定プロセスの公正性を担保するため、独立社外取締役を委員長とする「人事指名委員会」と「報酬諮問委員会」を設置します。また、コーポレートガバナンス上の重要テーマについて、少人数にて迅速かつ集中的に議論を行うため、独立社外取締役を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を設置します。

【当該体制の運用状況】

- ・取締役会を毎月開催し、社外取締役および社外監査役より第三者的立場からの監視を受け、助言を得ました。
- ・人事指名委員会を6回開催し、本件事案を受けてサクセッションプランの再構築や、役員および組織体制について議論を行い、取締役会への助言を行いました。
- ・報酬諮問委員会を4回開催し、本件事案を受けて経営層の報酬のあり方について議論を行い、取締役会への助言を行いました。
- ・コーポレートガバナンス委員会を5回開催し、本件事案を受けてコーポレートガバナンス体制の在り方等について議論を行い、取締役会への助言を行いました。

- ⑦ 法令上・企業倫理上の問題等に関する情報の早期把握および解決のため、国内外にそれぞれ内部通報窓口を設置します。なお、国内の社内窓口においては当社グループの退職者および取引先の従業員からの相談・通報についても受け付けます。通報があった場合には通報者に関する情報の秘密保持を徹底します。法令違反等の事実が判明した場合には、是正措置および再発防止策を策定し、実施します。

【当該体制の運用状況】

- ・社内と社外法律事務所に設置している従業員相談室において、日本国内の従業員、退職者からの相談・通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。
- ・当社ホームページ上に設置しているコンプライアンス通報・相談窓口において、取引先の従業員からの相談・通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。
- ・外部委託業者に内部通報窓口を設置し、海外関係会社従業員からの通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図る体制を維持しました。

- ⑧ 当社監査役は、当社の事業活動や社会情勢を踏まえて監査方針や重点監査項目を策定のうえ、経営の適法性、健全性を監査します。

【当該体制の運用状況】

- ・当社の事業活動内容および社会情勢等の内外環境を踏まえて監査方針や重点監査項目を策定したうえで、経営の適法性、健全性を監査しました。

- ⑨ 被監査部門から独立した内部監査部門により、内部統制およびリスク管理体制の遵守・運用状況の監査を実施します。

【当該体制の運用状況】

- ・内部監査部門は、独立した立場から内部統制およびリスク管理体制の遵守・運用状況の監査を実施しました。

(2) 教育・仕組み改革

① 役職員に対し「小林製薬グループ企業行動憲章」を周知します。

【当該体制の運用状況】

- ・「小林製薬グループ企業行動憲章」を「従業員手帳」に記載して役職員に配付し、周知しました。

② 「品質・安全ファースト」の下、品質に関するマインド・スキルの徹底と再浸透のため、全役職員を対象とする「品質安全教育」を実施します。

【当該体制の運用状況】

- ・社内役員および全従業員共通の、品質に関する意識の再教育を行うとともに、品質担保に関する考え方を学ぶ技術者向けの教育や、品質問題を起こした際の対応を他社事例から学ぶ教育などを実施しました。
- ・全執行役員を対象とした研修として、品質マネジメントシステム（QMS）の体制に関する教育や、有識者から食品や医薬品に関する品質保証に対する考え方を学び意見交換を行う研修を実施しました。

③ コンプライアンスの各種テーマに関するeラーニングを継続的に実施します。

【当該体制の運用状況】

- ・日本国内の役職員を対象とした「コンプライアンスeラーニング」を学習管理システム（LMS）で毎月テーマを変えて実施しました。

④ 管理職が講師となりコンプライアンスに関する各種テーマについてディスカッションする「15分研修」を継続的に実施し、従業員等のコンプライアンス意識を醸成します。

【当該体制の運用状況】

- ・日本国内の全従業員を対象とした管理職による「コンプライアンス15分研修」を、毎月設定したテーマに沿って各部署で実施しました。

⑤ 階層別・職能別の履修科目を体系化したコンプライアンス教育プログラムを策定し、当該プログラムに基づくコンプライアンス教育を継続的に実施します。

【当該体制の運用状況】

- ・国内外の役職員に対する研修として、研修内容および対象者を決めた教育プログラムを策定し、その内容に沿った研修を実施しました。

⑥ 社長や執行役員は、コンプライアンス遵守の重要性等に関するメッセージを従業員等に対して継続的に発信します。

【当該体制の運用状況】

- ・社長や執行役員は、社内イントラネットやメール配信、会議等で継続的にメッセージを発信しております。
- ・本件事案の反省を踏まえ、改めて社長から定期的に品質・安全に関するメッセージを発信しました。

⑦ 誠実さを行動準則とした組織運営を行い、「インテグリティ経営」を推進します。

【当該体制の運用状況】

- ・誠実さを行動準則とした組織運営を徹底するため、インテグリティ経営を推進する部署としてインテグリティ推進グループを新設し、メール通信を通じた全従業員へのインテグリティの浸透・啓発、および当社グループにおけるインテグリティの定義の明確化等を行いました。

⑧ コンプライアンス統括部門およびコンプライアンス推進者は、社内イントラネット（社内報含む）やメール配信等を通じて、コンプライアンス・インテグリティ推進に関する事項を継続的に発信します。

【当該体制の運用状況】

- ・インテグリティ経営を推進する部署として新設したインテグリティ推進グループが、メール通信を通じた全従業員へのコンプライアンスおよびインテグリティの浸透・啓発を行いました。

(3) 専門部署による統制

① 総務部門は、各専門部門等から報告を受けた所管法令の遵守に関する統制状況を取りまとめ、リスク・コンプライアンス専門委員会に継続的に報告を行います。

【当該体制の運用状況】

- ・総務部門は各専門部門からの報告を取りまとめ、リスク・コンプライアンス専門委員会に報告を行いました。

② 各専門部門等による統制状況の報告に不備がある場合、総務部門は必要に応じて指導を行います。

【当該体制の運用状況】

- ・総務部門は必要に応じて、各専門部門に指導を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、経営執行会議議事録等の重要な書類およびその他の情報）は、文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、保存および管理を行います。

【当該体制の運用状況】

- ・開催した取締役会の資料および議事録は、法令および社内規程に基づき保存・管理しております。
- ・開催した経営執行会議の資料および議事録は、社内規程に基づき保存・管理しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役、監査役または内部監査部門から要請があった場合に備え、閲覧に応じる体制を維持します。

【当該体制の運用状況】

- ・取締役、監査役、内部監査部門の求めに従い、担当部署は速やかにその情報を提供できる体制を維持しております。

- ③ 企業秘密管理規程に基づき、企業秘密の適正な管理を行います。

【当該体制の運用状況】

- ・社外提出文書申請システムを導入しており、社外に開示する文書については、企業秘密管理規程に基づいて企業秘密管理責任者が審査のうえ開示を行っております。

- ④ 顧客や従業員の個人情報を適切に管理するために「個人情報保護に関する基本方針」を制定します。

【当該体制の運用状況】

- ・当社および当社グループで定めている「個人情報保護に関する基本方針」を「従業員手帳」に記載して役職員にPDFファイルで配付しました。

- ⑤ 情報セキュリティに対する外部からの攻撃および内部不正に関するリスクマネジメント体制を整備するために情報セキュリティ委員会を設置します。

【当該体制の運用状況】

- ・情報セキュリティ委員会を5回開催し、情報セキュリティ体制の向上およびインシデント対応に加え、個人情報保護法令に基づく遵守体制等について確認を行いました。

3. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)

(1) 平時のリスク管理体制

- ① 職制上のレポーティングライン（上長への報告等）に、リスク情報が適時に報告される体制を確保するため、「仕事の前では平等」の精神の下、上長に対して意見が言える組織風土の醸成に資する取り組みを継続的に行います。

【当該体制の運用状況】

- ・「仕事の前では平等」の精神の下、心理的安全性や「Speak Up」（違和感を覚えた時等に遠慮せず
に声をあげること）に関する事項について、コンプライアンスeラーニングや「コンプライアンス
15分研修」の中で啓発を行い、上長に対して意見が言える組織風土の醸成に努めました。

- ② 品質マネジメントシステム（QMS）を構築し、製品・サービスの品質を継続的に維持・向上させる
とともに、品質に関する問題の未然防止に努めます。

【当該体制の運用状況】

- ・当社の既存のQMS体制に関して、専門家による指導の下、国際標準であるISO9001に沿って見直し
を行った上で、新たなQMSの体系の構築を進めております。

- ③ 取引先に対する法令違反、人権侵害、その他の不適切行為の状況を把握するために取引先アンケー
トを毎年実施します。

【当該体制の運用状況】

- ・毎年取引先に対してアンケートを行い、その結果をグループ協議会に報告するとともに各本部にフ
ィードバックし、不適切行為等があれば指導・改善に努めております。

- ④ 従業員等のコンプライアンス意識、潜在的なコンプライアンスリスクおよびコンプライアンス違反
の実態を把握し、問題がある事項の改善を図るために、従業員へのアンケート調査を継続的に行い
ます。

【当該体制の運用状況】

- ・従業員向けの意識調査「声サーベイ」を行い、その結果と導き出される課題をグループ協議会に報
告し、リスクの把握や組織風土の改善に努めております。
- ・コンプライアンス違反の実態に関する従業員向けのアンケート調査「コンプライアンス総点検」を
行い、発見された事項の改善に努めております。

⑤ 経営リスクマネジメント規程に基づき、リスク・コンプライアンス専門委員会および経営執行会議にて、当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、当社取締役会において審議します。

【当該体制の運用状況】

・本件事案を受けてリスクマネジメント体制を再構築する必要があることから、今後のリスクマネジメントに関する基本的な方針について取締役会等で審議したうえで、リスクマネジメント推進部門において新たなリスクマネジメント体制の整備の検討を行いました。

⑥ リスクマネジメントの推進部門を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、横断的なリスクマネジメント体制の整備、運用、検証およびリスク情報の一元管理を行います。

【当該体制の運用状況】

・本件事案を受けてリスクマネジメント体制を再構築する必要があることから、今後のリスクマネジメントに関する基本的な方針について取締役会等で審議したうえで、リスクマネジメント推進部門において新たなリスクマネジメント体制の整備の検討を行いました。

⑦ マンスリーレポート委員会を設置し、各部門長により報告を受けたリスク情報について管理部門の全部門長間で協議を行い、重要なリスク情報を経営執行会議あるいはグループ協議会に報告します。

【当該体制の運用状況】

・毎月のマンスリーレポート委員会で抽出された重要リスク情報を経営執行会議あるいはグループ協議会に上程し、リスクの低減や対策に取り組みました。

⑧ 各部門およびグループ各社において、リスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組みます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部門から必要な情報を収集・整理し、適時経営執行会議あるいはグループ協議会、および取締役会に進捗報告を実施します。

【当該体制の運用状況】

・本件事案を受けてリスクマネジメント体制を再構築する必要があることから、今後のリスクマネジメントに関する基本的な方針について取締役会等で審議したうえで、リスクマネジメント推進部門において新たなリスクマネジメント体制の整備の検討を行いました。
・経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、適時、品質安全緊急会議等で対応を協議するとともに、取締役、監査役に速やかに報告を行う体制を整備しております。

⑨ 各専門部門において、当社グループにおける法令遵守やリスク管理等が行われるよう支援および指導を行います。

【当該体制の運用状況】

・当社グループにおける法令遵守やリスク管理等が行われるよう、事業部門等に対する支援および指導を総務部門や法務知財部門等が必要に応じて行いました。

⑩ 法令に基づく情報開示を行うとともに、全てのステークホルダーの様々な関心事に応える情報提供を行います。

【当該体制の運用状況】

- ・金融商品取引法等の法令に基づく情報開示を行うとともに、自社が運営するメディア「小林製薬公式Note」、自社Webサイト、決算説明会やお得意先様向けの経営方針説明会などを通じて、全てのステークホルダーの様々な関心事に応える情報提供に努めました。

⑪ 当社グループを取り巻くリスクの顕在化により発生する損害を補填するため、適正な保険に加入するとともに、定期的に保険内容の見直しを行います。

【当該体制の運用状況】

- ・加入する保険の内容を確認し、加入内容の見直しや保険料の精査を行いました。

(2) 有事・クライシス対応体制

① 危機管理規程に基づき、危機管理に関する判断と対策を統括するため、当社社長を危機管理本部長とする危機管理本部を設置します。クライシス発生時には、速やかに事態を収拾させるとともに、原因の究明、経緯と影響度の把握、再発防止策の立案を実施します。

【当該体制の運用状況】

- ・危機管理規程において、当社における危機の要件を「危機管理情報」として定め、当該危機が発生した場合には適宜、危機管理本部を設置する体制を維持しております。

② 品質安全緊急会議規程に基づき、製品の品質と安全性に関して問題があることが疑われる事象が発生した場合には、専門的かつ迅速に製品回収や行政対応を含めた意思決定を行なうことを目的として、社長を責任者とする品質安全緊急会議を速やかに設置します。

【当該体制の運用状況】

- ・製品の品質と安全性に関して問題があることが疑われる事象が発生し、かつ重大性および緊急度の高い場合には、品質安全緊急会議を速やかに設置して専門的かつ迅速に意思決定を行う体制を維持しております。なお、重大性や緊急度が高くない場合には、既存の回収・行政申告検討会・検討委員会意思決定を行っております。

③ 危機管理本部および品質安全緊急会議を設置すべき情報を得た場合のほか、経営に重大な影響を与える蓋然性が高い情報を得た場合には、部門長または担当役員から社長への報告、担当役員または社長から取締役会への報告を速やかに行います。

【当該体制の運用状況】

- ・危機管理本部あるいは品質安全緊急会議を設置すべき情報を得た際、速やかに関係部門から社長への報告を行い、情報を整理した後、速やかに取締役、監査役に報告を行いました。

- ④ ウイルス感染症や自然災害等の重大クライシスに対応するために、対策マニュアルや事業継続計画(BCP)等のコンティンジェンシープランを策定します。

【当該体制の運用状況】

- ・クライシスに対応するタイムライン等を策定するとともに、感染症対応手順書や自然災害対応手順書等の更新および役職員への周知を行いました。
- ・自然災害対策・防災規程を整備するとともに、国内外で大規模な地震等の自然災害が発生した場合には、従業員の安否および被害状況の確認を速やかに実施しました。また、安否確認の訓練や防災訓練等も定期的にも実施しました。

**4. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)**

- ① 規程管理規程に基づき、当社およびグループ各社の諸規程類の体系化を行うとともに、諸規程類の制定、改廃等の手続きを効率的に運用します。

【当該体制の運用状況】

- ・規程管理規程に基づき、当社およびグループ各社の諸規程類の制定、改廃等の手続きを適正かつ率的に運用しました。

- ② 当社取締役会を月1回以上開催するとともに、社長と少数の執行役員で構成される経営執行会議を原則月2回開催し、当社グループの業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより取締役の職務の効率的な執行を確保します。業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、当社において執行役員制を導入します。

【当該体制の運用状況】

- ・取締役会と経営執行会議を毎月開催し、当社およびグループ各社における業務執行に関する基本事項および重要事項に係る審議と意思決定を行いました。

- ③ 経営執行会議のもとに専門委員会(品質安全専門委員会、リスク・コンプライアンス専門委員会、投資専門委員会、人財専門委員会)を設置し、経営執行会議で決議すべき事項にメリハリを付け、経営執行会議における意思決定の質とスピードの向上を図ります。

【当該体制の運用状況】

- ・品質安全専門委員会、リスク・コンプライアンス専門委員会、投資専門委員会、人財専門委員会の各委員会につき、規程を整備したうえで毎月開催し、意思決定案件を経営執行会議で決議すべき事項と各専門委員会で決議すべき事項に分け、意思決定の質とスピードの向上を図りました。

④ 執行役員を主な構成員とするグループ協議会を原則月2回開催し、業務執行に関する重要事項と本部等間の連絡調整についての報告、および意見交換を行います。

【当該体制の運用状況】

・執行役員を主な構成員とするグループ協議会を毎月開催し、業務執行に関する重要事項と本部等間の連絡調整についての報告、および意見交換を行いました。

⑤ 当社取締役会において中期経営計画および各年度予算を立案し、当社グループ全体の目標を設定したうえで、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、経営執行会議・グループ協議会で実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。

【当該体制の運用状況】

・中期経営計画および年度予算を設定し、各部門はその目標達成に向けた具体策を立案して実行していましたが、本件事案を受けて中期経営計画を取り下げました。なお、年度予算に対する実績は適時、グループ協議会で報告を行いました。

⑥ 当社取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図ります。また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

【当該体制の運用状況】

・取締役の任期を1年とし、人数を最適化することにより、取締役の責任の明確化と職務執行の機動性を確保しております。

⑦ 組織規程および決裁関連規程等に基づき、職務執行に関する権限および責任を明確にするとともに業務の効率化を図ります。

【当該体制の運用状況】

・事業の状況に合わせて組織規程および決裁関連規程の改訂を行い、権限および責任の明確化と業務の効率化に努めました。

⑧ 印章管理規程に基づき、印章および押印の管理を行うことにより、不適切な押印を防止するとともに業務の効率化を図ります。

【当該体制の運用状況】

・印章管理規程に基づいて印章管理と押印管理がなされるべく、イントラネット上に構築された印章管理システムと押印申請システムを通じて全ての印章の作成・廃棄および押印申請・承認がなされる体制を維持しました。

⑨ 当社役員との責任限定契約締結等により、積極的なリスクテイクを促進します。

【当該体制の運用状況】

・会社と社外取締役、常勤監査役、社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

5. 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 関係会社管理規程に基づき、当社とグループ各社間において、業務の適正を確保するための指示・報告および承認を迅速かつ効率的に行う体制を強化するとともに当社からグループ各社への指導および助言を行い、適切な内部統制システムを整備します。

【当該体制の運用状況】

- ・当社およびグループ各社は関係会社管理規程に基づき、指示・報告および承認を迅速かつ効率的に行うことにより業務の適正を確保しました。

- ② 内部監査部門は、当社およびグループ各社の事業活動を踏まえた定期監査項目および時々の社会情勢を踏まえて、年ごとに定めた重点監査項目につき監査を行い、その結果を毎月当社社長に報告します。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告します。

【当該体制の運用状況】

- ・内部監査部門は、当社およびグループ各社が業務を適正に遂行しているかどうかの監査を行い、その結果を代表取締役社長との定例会議で報告しました。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告しました。
- ・なお、本件事案を受けて、品質領域の監査のあり方についても再整理する必要があると認識し、現在検討を進めております。

- ③ 当社から主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、グループ各社の経営の健全性およびリスク管理を確保します。

【当該体制の運用状況】

- ・当社から主要グループ各社には、それぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣しており、当社グループ各社の健全性と適切なリスク管理体制を維持しました。

- ④ グループ各社の経営については、事業内容の適時適切な報告を行い、重要案件については当社取締役会または経営執行会議の承認を得ます。

【当該体制の運用状況】

- ・グループ各社は法令および定款に基づき定期的に取り締役会を開催し、各社の代表取締役がリスク情報も記したマンスリーレポートを毎月作成することで、経営の状況について各社の取締役に対して報告を行っております。また、重要案件については稟議・投資審査規程に則り上位の会議体に上程しており、適切な運用がなされています。

- ⑤ 当社およびグループ各社の業務執行は、グループ規程およびグループ各社の個別規程に従って実施し、当該規程の随時見直しを行います。

【当該体制の運用状況】

- ・業務執行状況の変更、法令変更に伴い新規制定または改定が必要となったグループ規程およびグループ各社の個別規程については、規程管理規程に則り適切に制定・改廃を行いました。

- ⑥ 当社およびグループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、会計監査人による実効性のある監査を含む財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備・運用します。

【当該体制の運用状況】

- ・当社および当社グループ各社の取締役は、必要な体制を整備して財務報告の適正性を確認・維持しております。

- ⑦ 当社製品の生産を担うグループ各社に対しては、当社および社外の第三者による品質に特化した定期的な監査を実施するとともに、当社の工場統括部門や製品開発部門との連携により製造工程から経営に至る各種課題について精査および改善への支援を行うことで、グループ各社の品質管理体制の維持・向上を図ります。

【当該体制の運用状況】

- ・当社製品の生産を担う国内グループ各社に対して、当社の製造本部による品質管理に関する監査を実施しました。
- ・当社製品の生産を担う国内グループ各社に対して、第三者機関による品質管理に関する監査を実施しました。また、国内グループ各社において、当該監査で指摘された事項に対する改善活動を実施しました。
- ・「工場ものづくり推進部」を新設し、当社製品の生産を担うグループ各社の生産ラインや、当社製品の生産を担うグループ各社全体の経営に関する課題を抽出し、その精査と支援ができるよう、体制の充実を図りました。
- ・「量産化見直し会議」を定期的に開催し、当社の製品開発部門と、当社製品の生産を担うグループ各社が相互に課題や知見を共有し、既存の製造工程を随時見直し、改善する機会を設けました。

**6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)**

監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、「監査役スタッフ」という)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、配置します。

【当該体制の運用状況】

- ・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当していません。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)

監査役スタッフの任命、評価、異動および賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとし、ます。

【当該体制の運用状況】

- ・現在、監査役スタッフを配置する状況ではないため、該当していません。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号)

- ① 監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上および企業倫理上の問題に関する事項(従業員相談室の利用状況ならびにその内容を含む)を、当社およびグループ各社の取締役および該部門が適時報告します。

【当該体制の運用状況】

- ・常勤監査役は、経営執行会議やグループ協議会等に出席し重要情報の報告を受けました。また、社内の各部門から毎月報告されるマンスリーレポートの共有を受けるとともに、総務部門からも定期的に報告を受け、その内容を監査役会で共有しました。

- ② 当社の監査役は、当社の経営執行会議、グループ協議会、サステナビリティ委員会等の主要会議体への出席、必要な記録へのアクセス、事業部門へのヒアリング等を通じて、監査に必要な情報の提供を受けることができます。

【当該体制の運用状況】

- ・常勤監査役は、原則毎月2回開催される経営執行会議とグループ協議会をはじめ、各本部の本部会等の重要会議に出席し、そこで得た情報を適宜監査役会に報告しました。また、社外監査役も必要に応じて、常勤監査役が行う製造関係会社往査時の部門長等へのインタビューに出席しました。

- ③ 監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社およびグループ各社の取締役または該部門が速やかに監査役または監査役会に報告します。

【当該体制の運用状況】

- ・当社およびグループ各社の取締役または該部門は、監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項について速やかに報告しました。

- ④ 上記①～③にて監査役に報告をした者は当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを当社グループの役職員に周知します。

【当該体制の運用状況】

- ・ 監査役に報告をした役職員について、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けたとの報告がないことを確認しております。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払います。

【当該体制の運用状況】

- ・ 監査役職務の執行にあたって生ずる費用は、職務執行に支障がないよう速やかに支払いました。

10. その他、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ① 当社社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に1度、意見交換会を開催します。

【当該体制の運用状況】

- ・ 代表取締役社長は、常勤監査役との意見交換会を毎月1度実施し、一方で監査役会との意見交換会は四半期に1度を基本として、3度開催しました。

- ② 会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に1度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

【当該体制の運用状況】

- ・ 監査役会は会計監査人との報告・意見交換会を期中に3度開催しました。このほか、双方の監査業務に活かすために随時必要な意見交換を行いました。

- ③ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行(共同監査)する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

【当該体制の運用状況】

- ・ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、必要に応じて監査役との共同監査を実施し、監査役監査の実効性を高めました。

- ④ 監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。

【当該体制の運用状況】

- ・ 監査役会は、必要に応じて独自に監査業務に関する助言を受ける機会を持ちました。

以上

●連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	3,450	522	208,240	△24,767	187,445
当期変動額					
剰余金の配当			△7,656		△7,656
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,656		3,656
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△4,000	△0	△4,000
当期末残高	3,450	522	204,240	△24,767	183,444

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	12,469	12,300	563	25,333	688	4	213,471
当期変動額							
剰余金の配当							△7,656
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,656
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	616	712	99	1,428	105	4	1,537
当期変動額合計	616	712	99	1,428	105	4	△2,462
当期末残高	13,085	13,012	663	26,761	793	9	211,008

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

1) 連結子会社の数 33社

2) 主要な連結子会社の名称

富山小林製薬(株)、仙台小林製薬(株)、桐灰小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、小林製薬プラックス(株)、Kobayashi Healthcare International, Inc.、Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC、Focus Consumer Healthcare, LLC、小林製薬(中国)有限公司、合肥小林日用品有限公司、合肥小林薬業有限公司、小林製薬(香港)有限公司

② 非連結子会社の状況

1) 主要な非連結子会社の名称

小林製薬チャレンジド(株)

2) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において連結子会社でありました(株)True Nature及び小林製薬グローバルイーコマース(株)は清算したため、連結の範囲から除いております。また、(株)梅丹本舗については、2025年12月31日付で当社と合併したため、連結の範囲から除いております。

2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は主として次の方法により評価しております。

(イ) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

また、顧客関係、商標権等に関する無形固定資産については、利用可能期間で均等償却しております。

3) 長期前払費用

均等償却しております。

4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権の実態に応じて回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 製品回収関連損失引当金

当社が販売した機能性表示食品「紅麹コレステヘルプ」に関する健康被害や自主回収情報等を2024年3月22日に当社が公表して1年以上経過しましたが、引き続き企業様からの回収費用に係る情報収集及びその費用のお支払いや、健康被害にあわれたお客様からの補償申請書類の確認や医療費等の補償のお支払いを順次進めているところです。当該事象に関連して、主に企業様向け紅麹原料の回収費用、健康被害にあわれたお客様への補償費用のうち、今後発生が見込まれる費用について、現時点で合理的に見積り可能な範囲内で計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社のうち一部は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。その他の連結子会社の一部は、期末要支給額の100%を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却に関しては、投資の効果が発現する期間を考慮し、発生時以降20年以内で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に医薬品、口腔衛生品、芳香・消臭剤、雑貨品及び食品の製造・販売を行っております。これら製品の販売については約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷から一定の日数以内に顧客へ到着したとみなされる時点と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

⑦ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示しておりました1,012百万円は、「減損損失」252百万円、「その他」760百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 仙台新工場に係る固定資産の減損

① 当連結会計年度計上額

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1) 仙台新工場の固定資産 | 8,456百万円 |
| 2) 仙台新工場に係る減損損失 | 13,437百万円 |

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

当社グループは、会社、事業部または製造拠点を基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとにグルーピングを行っており、本社・研究所等については、共用資産としております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産グループについては減損損失の認識判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減額分を減損損失として計上しております。減損損失の認識及び測定を行うに当たり、その資産グループにおける回収可能価額は、使用価値または正味売却価額のいずれか大きい方の金額としております。

なお、連結損益計算書に計上した減損損失の詳細は、「6. 連結損益計算書に関する注記 (1) 減損損失」に記載のとおりです。

主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、作成した事業計画に基づいて行っており、製品別売上高の成長率を主要な仮定として織り込んでおります。加えて、資産グループの将来時点の正味売却価額及び割引率を主要な仮定として将来キャッシュ・フローの現在価値を見積りました。

これらの見積り及び当該見積りに使用した仮定が、将来の不確実な変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) のれん及び商標権の評価

① 当連結会計年度計上額

- 1) のれん 7,711百万円
- 2) 商標権 6,566百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループが当連結会計年度の連結計算書類に計上したのれん及び商標権の金額は主に、連結子会社であるKobayashi Healthcare International Inc.（以下「KHI社」）で計上されている、Alva社とFocus社を取得した時に認識したものであり、その内訳はAlva社のれん4,676百万円、商標権772百万円、Focus社のれん2,846百万円、商標権5,794百万円です。

KHI社は米国会計基準を適用しており、のれん及び商標権の評価にあたっては、Alva社及びFocus社のれんが帰属する国際事業セグメントの米国ヘルスケア事業におけるそれぞれの資産グループについて、主に米国OTC医薬品市場及び米国サプリメント市場に関する動向を中心とした事業環境の変化の有無、業績の動向等に基づき、減損の兆候の有無を判断しております。

当連結会計年度末においては、Alva社における事業計画の修正、主要サプライヤーの業務の停止等の事象が生じたことから、Alva社の買収により認識されたのれん及び商標権について減損の兆候を識別し、減損テストを実施しました。減損テストの結果、のれん及び商標権を含んだ資産グループの公正価値が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。一方、Focus社の買収により認識されたのれん及び商標権について減損の兆候は生じていないと判断しております。

減損の兆候の判定及び減損テストで利用される将来の事業計画は、Alva社及びFocus社の営む米国ヘルスケア事業における、複数の新製品の上市を含めた売上拡大計画を織り込んでおり、これに基づくキャッシュ・フローの見積りには、売上成長率、将来の販売数量、割引率等に関する仮定を使用しております。

米国OTC医薬品市場及び米国サプリメント市場は成長市場であるために、市場競争の激化に伴い、事業環境が想定を大きく上回るスピードで変化する可能性があります。この不確実性により、上記の仮定に大幅な見直しが必要となった場合、減損の兆候の識別及び減損損失を認識する可能性があります。

(3) 製品回収関連損失引当金の算定

① 当連結会計年度計上額

製品回収関連損失引当金 2,176百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社が販売した機能性表示食品「紅麹コレステヘルプ」に関する健康被害や自主回収情報等を2024年3月22日に当社が公表して1年以上経過しましたが、引き続き企業様からの回収費用に係る情報収集及びその費用のお支払いや、健康被害にあわれたお客様からの補償申請書類の確認や医療費等の補償のお支払いを順次進めているところです。

この状況を踏まえ、当該事象に関連して、主に1) 企業様向け紅麹原料の回収費用、2) 健康被害にあわれたお客様への補償費用について、現時点で合理的に見積り可能な範囲内で計上しております。

それぞれの算出方法及び主要な仮定は以下のとおりです。

1) 企業様向け紅麹原料の回収費用

当社が販売していた紅麹原料は当社の直接的な取引企業52社を通して国内外の取引先様に販売されておりました。これら当社グループの取引先様において、関連製品の回収が実施されております。取引先様には関連製品の回収費用に係る情報の収集をお願いしておりますが、取引先様ごとに販売する製品は異なるため、製品単価や数量情報を含め、関連製品の回収費用の内容や範囲は多岐にわたる状況となっております。当社は、取引先様から個別に収集した関連製品の回収費用に係る情報を基礎として、当社を設定した補償方針及び補償内容に基づき、当社の負担発生見込額を算定しております。当該負担金額の見積りにあたって、個別の取引先様の状況を踏まえた会社の負担発生見込額を主要な仮定として計算しております。

2) 健康被害にあわれたお客様への補償費用

当社は2024年8月8日に公表した「当社の紅麹コレステヘルプ等の摂取により健康被害にあわれたお客様への補償について」に記載された補償方針及び補償内容に基づき、お客様から提供を受けた医師の診断書等の内容を総合的に勘案して、対象製品の摂取と腎関連疾患およびその他の症状の間に相応の因果関係が認められるお客様を対象にして、医療費・交通費、慰謝料、休業補償、後遺障害による逸失利益等の補償を進めております。当社は、健康被害のあるお客様から提供を受けた医師の診断書等の内容をもとにして算定した、通院及び入院等の定量的情報と、法律専門家の意見も踏まえて設定した慰謝料や休業補償、逸失利益等の算定単価をもとに、当社の発生見込額を決定しております。当該補償見込額の見積りにあたって、通院や入院等の定量的情報及び慰謝料や休業補償、逸失利益等の算定単価を主要な仮定として計算しております。

なお、これらの見積りには不確実性が含まれているため、今後入手する情報によって実際発生する金額と異なる場合があり、製品回収関連損失引当金の計上金額を見直す可能性があります。

(4) 退職給付債務の算定

① 当連結会計年度計上額

- 1) 退職給付に係る資産 891百万円
- 2) 退職給付に係る負債 989百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する退職給付債務及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 5,264百万円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 12,971百万円)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、課税主体ごとに将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	47,074百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,126百万円

(2) 担保資産及び担保に係る債務

① 定期預金	10百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	8百万円
② 差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円

(3) 期末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	－百万円
支払手形	332百万円

(4) 偶発債務

当社が販売した機能性表示食品「紅麹コレステヘルプ」に関する健康被害や自主回収情報等を2024年3月22日に当社が公表して1年以上経過しましたが、引き続き企業様からの回収費用に係る情報収集及びその費用のお支払いや、健康被害にあわれたお客様からの補償申請書類の確認や医療費等の補償のお支払いを順次進めているところです。

当該事象に関連して、主に①企業様向け紅麹原料の回収費用、②健康被害にあわれたお客様への補償費用について、現時点で合理的に見積り可能な範囲内で、製品回収関連損失引当金として計上しておりますが、訴訟等、現時点で合理的な見積りに及ばない範囲については、当社がその総額を合理的に見積ることは困難であり、追加的に費用が発生する可能性があります。

① 企業様向け紅麹原料の回収費用

当社が販売していた紅麹原料は当社の直接的な取引企業52社を通して国内外の取引先様に販売されてきました。これら当社グループの取引先様において、関連製品の回収が実施されており、取引先様には関連製品の回収費用に係る情報の収集をお願いしております。取引先様から個別に収集した関連製品の回収費用に係る情報等に基づき、今後発生が見込まれる費用について、現時点で合理的に見積り可能な範囲内で、見積り計上しております。

② 健康被害にあわれたお客様への補償費用

2024年8月8日に公表した「当社の紅麹コレステヘルプ等の摂取により健康被害にあわれたお客様への補償について」に記載された補償方針及び補償内容並びにこれらに沿って設定した補償算定基準に基づき、医療費・交通費、慰謝料、休業補償、後遺障害による逸失利益等の補償を進めております。通院や入院等の状況及び慰謝料や休業補償、逸失利益等の算定単価に基づき、今後発生が見込まれる補償費用について、現時点で合理的に見積り可能な範囲内で、見積り計上しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、会社、事業部または製造拠点を基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとにグルーピングを行っており、本社・研究所等については、共用資産としております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当社グループが宮城県黒川郡大和町に建設中の医薬品工場（以下、「仙台新工場」）は、「全世界に供給可能な医薬品工場」をコンセプトとし、2025年の生産開始を予定しておりましたが、各国が定める医薬品製造に関するガイドラインの適合に必要な検証準備、ならびに品質管理体制の強化に、当初の想定以上の期間と費用を要する見込みとなっております。加えて、主に中国大陸での医薬品の本格的な市場展開までには当初の想定以上の期間を要する見込みとなり、販売計画を見直しました。その結果、仙台新工場に今後の収益性の低下が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

また、タイ王国の現地法人KOBAYASHI Pharmaceutical Manufacturing (Thailand)Co., Ltd.（以下、「タイ製造子会社」）は、「熱さまシート」の生産能力増強および東南アジア地域における地産地消による安定供給体制の構築を目的として、2023年11月7日付の取締役会決議に基づき2024年1月19日に設立いたしました。当初は、タイ製造子会社にて建設中の工場（以下、「タイ工場」）の生産開始を2025年に予定しておりましたが、品質管理・安定生産体制の構築に、当初の想定以上の期間を要する見込みとなりました。その結果、タイ工場に今後の収益性の低下が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

このほか、今後の使用見込みが少ない事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
仙台新工場 (宮城県)	事業用資産－製造用設備	建物及び構築物	4,583
		機械装置及び運搬具	337
		工具、器具及び備品	74
		建設仮勘定	8,299
		ソフトウェア	143
タイ工場 (タイ)	事業用資産－製造用設備	建物及び構築物	584
		機械装置及び運搬具	5
		工具、器具及び備品	50
		建設仮勘定	566
		ソフトウェア	0
大阪府他	事業用資産－その他	ソフトウェア等	129
合計			14,775

なお、仙台新工場における事業用資産－製造用設備については、収益性が著しく低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算定しております。

タイ工場における事業用資産－製造用設備については、収益性が著しく低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価等により評価しております。

大阪府他における事業用資産－その他については、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

(2) 製品回収関連損失

当連結会計年度において、紅麹関連製品の回収及びその関連費用等について、製品回収関連損失3,690百万円を特別損失として計上しております。製品回収関連損失の主な内訳は、企業様向け紅麹原料の回収費用、健康被害にあわれたお客様への補償費用及び製品回収関連損失引当金の繰入等となります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	78,050,000株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

1) 2025年2月19日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	4,385百万円
1株当たりの配当額	59円
基準日	2024年12月31日
効力発生日	2025年3月14日

2) 2025年8月5日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,270百万円
1株当たりの配当額	44円
基準日	2025年6月30日
効力発生日	2025年9月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当社定款第42条に基づき、2026年2月18日の当社取締役会において、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	4,460百万円
1株当たりの配当額	60円
基準日	2025年12月31日
効力発生日	2026年3月9日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、株式、債券等であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金の支払期日は6ヶ月以内であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券	40,084	40,084	－
資 産 計	40,084	40,084	－

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
2. 「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
3. 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	55
組合出資金	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25,297	—	—	25,297
債券	—	6,486	—	6,486
信託受益権	—	8,300	—	8,300
資産計	25,297	14,786	—	40,084

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券の時価は日本証券業協会の売買参考統計値を用いて算定しており、観察可能な市場データを利用して算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また、信託受益権は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における賃貸等不動産に関する損益は、賃貸収益300百万円、賃貸費用105百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）、売却益2,254百万円（特別利益に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,255	△207	3,047	4,574

- （注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の減少額の主なものは売却（189百万円）及び減価償却費（28百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,827円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 49円19銭 |

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは事業本部を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「国内事業」及び「国際事業」の2つを報告セグメントとして、ヘルスケア製品、日用品及びカイロ等を製造販売しております。当該報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。これらの分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	国内 事業	国際 事業	計		
売上高					
日本	118,064	－	118,064	683	118,748
米国	－	23,813	23,813	－	23,813
中国	－	9,614	9,614	－	9,614
東南アジア	－	9,299	9,299	－	9,299
その他	－	4,265	4,265	－	4,265
顧客との契約から生じる収益	118,064	46,994	165,058	683	165,742
外部顧客への売上高	118,064	46,994	165,058	683	165,742

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送業、合成樹脂容器の製造販売、不動産管理、広告企画制作等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	0	—
売掛金	49,441	52,180

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

●貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第108期	第107期(ご参考)	科 目	第108期	第107期(ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	110,411	115,085	流動負債	54,968	42,451
現金及び預金	40,684	37,666	支払手形	368	429
受取手形	—	0	買掛金	15,942	14,670
売掛金	40,139	39,279	電子記録債務	2,358	2,464
有価証券	8,300	14,872	関係会社短期借入金	1,262	1,422
製品・商品	9,455	8,618	リース債務	50	49
仕掛品	1,161	1,082	未払金	26,936	13,536
原材料・貯蔵品	992	1,446	未払費用	836	842
前払費用	690	721	未払法人税等	951	1,539
関係会社短期貸付金	6,732	7,201	未払消費税等	443	—
その他	2,264	4,206	預り金	57	57
貸倒引当金	△9	△10	賞与引当金	2,147	1,989
固定資産	115,643	102,847	製品回収関連損失引当金	2,176	3,970
有形固定資産	32,517	35,049	その他	1,436	1,478
建物	11,997	15,446	固定負債	2,705	2,931
構築物	335	557	預り保証金	435	436
機械装置	212	347	リース債務	120	171
工具器具備品	870	964	繰延税金負債	—	588
土地	3,110	2,942	長期未払金	1,095	1,103
リース資産	160	208	退職給付引当金	203	201
建設仮勘定	15,825	14,574	その他	850	430
その他	6	8	負債合計	57,674	45,383
無形固定資産	1,993	2,050	(純資産の部)		
ソフトウェア	1,967	2,021	株主資本	154,501	159,392
その他	26	29	資本金	3,450	3,450
投資その他の資産	81,132	65,747	資本剰余金	522	522
投資有価証券	31,818	24,595	資本準備金	522	522
関係会社株式	26,085	26,465	利益剰余金	175,296	180,187
関係会社出資金	7,436	7,436	利益準備金	340	340
関係会社長期貸付金	11,124	5,406	その他利益剰余金	174,956	179,847
長期前払費用	42	41	開発積立金	330	330
繰延税金資産	2,939	—	別途積立金	175,062	172,162
投資不動産	1,954	2,153	繰越利益剰余金	△435	7,354
その他	1,113	1,561	自己株式	△24,767	△24,767
貸倒引当金	△1,382	△1,913	評価・換算差額等	13,085	12,469
資産合計	226,054	217,933	その他有価証券評価差額金	13,085	12,469
			新株予約権	793	688
			純資産合計	168,380	172,549
			負債及び純資産合計	226,054	217,933

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第108期	第107期 (ご参考)
売上高	124,919	126,658
売上原価	66,080	61,431
売上総利益	58,838	65,227
販売費及び一般管理費	47,648	41,544
営業利益	11,190	23,682
営業外収益	3,987	3,517
受取利息	499	175
受取配当金	1,240	1,621
不動産賃貸料	1,026	666
その他賃貸料	64	61
為替差益	556	283
その他	599	709
営業外費用	729	856
支払利息	7	6
不動産賃貸原価	564	266
その他賃貸原価	64	61
貸倒引当金繰入額	—	386
その他	93	135
経常利益	14,447	26,343
特別利益	6,697	658
固定資産売却益	2,258	18
投資有価証券売却益	3,041	635
その他	1,397	4
特別損失	19,431	13,321
固定資産処分損	47	26
減損損失	12,703	5
製品回収関連損失	3,690	12,459
その他	2,989	829
税引前当期純利益	1,714	13,680
法人税、住民税及び事業税	2,971	4,443
法人税等調整額	△4,023	△1,304
法人税等合計	△1,052	3,139
当期純利益	2,766	10,541

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					開発積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	3,450	522	522	340	330	172,162	7,354	180,187
当期変動額								
別途積立金の積立						2,900	△2,900	—
剰余金の配当							△7,656	△7,656
当期純利益							2,766	2,766
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,900	△7,790	△4,890
当期末残高	3,450	522	522	340	330	175,062	△435	175,296

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△24,767	159,392	12,469	12,469	688	172,549
当期変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△7,656				△7,656
当期純利益		2,766				2,766
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			616	616	105	721
当期変動額合計	△0	△4,890	616	616	105	△4,169
当期末残高	△24,767	154,501	13,085	13,085	793	168,380

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

2) その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は主として次の方法により評価しております。

1) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④ 製品回収関連損失引当金

当社が販売した機能性表示食品「紅麹コレステヘルプ」に関する健康被害や自主回収情報等を2024年3月22日に当社が公表して1年以上経過しましたが、引き続き企業様からの回収費用に係る情報収集及びその費用のお支払いや、健康被害にあわれたお客様からの補償申請書類の確認や医療費等の補償のお支払いを順次進めているところです。当該事象に関連して、主に企業様向け紅麹原料の回収費用、健康被害にあわれたお客様への補償費用のうち、今後発生が見込まれる費用について、現時点で合理的に見積り可能な範囲内で計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に医薬品、口腔衛生品、芳香・消臭剤、雑貨品及び食品の製造・販売を行っております。これらの製品の販売については約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。顧客による支配の獲得時点は、出荷から一定の日数以内に顧客へ到着したとみなされる時点と判断しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示しておりました835百万円は、「減損損失」5百万円、「その他」829百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 仙台新工場に係る固定資産の減損

① 当事業年度計上額

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1) 仙台新工場の固定資産 | 8,456百万円 |
| 2) 仙台新工場に係る減損損失 | 12,588百万円 |

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記(1) 仙台新工場に係る固定資産の減損」の内容と同一であります。

(2) Kobayashi Healthcare International, Inc. (以下、「KHI社」) 株式の評価

① 当事業年度計上額

KHI社株式 21,753百万円(関係会社株式に計上)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金について、移動平均法による原価法により評価しております。なお、KHI社株式は、市場価格のない株式であり、実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行うことが求められます。

当社は、当社の100%子会社であるKHI社を通じて、Alva-Amco Pharmacal Companies, LLC(以下、「Alva社」)及びFocus Consumer Healthcare, LLC(以下、「Focus社」)を取得しております。KHI社株式の実質価額には、Alva社及びFocus社の取得時に見込んだ超過収益力が含まれております。米国OTC医薬品市場及び米国サプリメント市場は成長市場であるために、競争環境が激化し、想定外の事業環境変化への対応を誤ると、売上高や営業利益が計画を下回る可能性があります。そのため、当社は、KHI社株式の評価にあたり、主に米国OTC医薬品市場及び米国サプリメント市場に関する動向を中

心とした事業環境の変化の有無、業績の動向などに基づき、Alva社及びFocus社の取得時に見込んだ超過収益力が減少していないかを検討しております。

上記を前提とした状況が変化した場合、実質価額が著しく低下することにより、減損処理を行う可能性があります。

なお、当事業年度末においては、KHI社株式の実質価額が著しく低下した状況にはあたらないと判断しております。

(3) 製品回収関連損失引当金の算定

① 当事業年度計上額

製品回収関連損失引当金 2,176百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (3) 製品回収関連損失引当金の算定」の内容と同一であります。

(4) 退職給付債務の算定

① 当事業年度計上額

退職給付引当金 203百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、確定給付型の退職給付制度を有しております。算定方法、その仮定、及びその影響については、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (4) 退職給付債務の算定」の内容と同一であります。

(5) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度計上額

繰延税金資産 2,939百万円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額 8,810百万円)

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (5) 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	17,793百万円
投資不動産の減価償却累計額	648百万円
(2) 担保資産	
① 定期預金	10百万円
担保に係る債務（被災地中小企業の金融機関からの借入 に対する保証債務）	8百万円
② 差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際 の担保として供している供託金	105百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）	
金銭債権	3,371百万円
金銭債務	15,939百万円

(4) 期末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当事業年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	-百万円
支払手形	174百万円

(5) 偶発債務

偶発債務については、連結注記表「5. 連結貸借対照表に関する注記(4) 偶発債務」の内容と同一であります。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	6,284百万円
原材料費及び製品外注費 (製造原価)	43,690百万円
その他の営業取引高	5,898百万円
営業取引以外の取引高	3,834百万円

(2) 減損損失

当社は、事業部または製造拠点を基本単位としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとにグルーピングを行っており、本社・研究所等については、共用資産としております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当社が宮城県黒川郡大和町に建設中の医薬品工場（以下、「仙台新工場」）は、「全世界に供給可能な医薬品工場」をコンセプトとし、2025年の生産開始を予定しておりましたが、各国が定める医薬品製造に関するガイドラインの適合に必要な検証準備、ならびに品質管理体制の強化に、当初の想定以上の期間と費用を要する見込みとなっております。加えて、主に中国大陆での医薬品の本格的な市場展開までには当初の想定以上の期間を要する見込みとなり、販売計画を見直しました。その結果、仙台新工場に今後の収益性の低下が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

このほか、今後の使用見込みが少ない事業用資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
仙台新工場 (宮城県)	事業用資産－製造用設備	建物及び構築物	4,579
		機械装置及び運搬具	335
		工具、器具及び備品	57
		建設仮勘定	7,517
		ソフトウェア	97
大阪府他	事業用資産－その他	ソフトウェア等	114
合計			12,703

なお、仙台新工場における事業用資産－製造用設備については、収益性が著しく低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算定しております。

大阪府他における事業用資産－その他については、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

(3) 製品回収関連損失

当事業年度において、紅麹関連製品の回収及びその関連費用等について、製品回収関連損失3,690百万円を特別損失として計上しております。製品回収関連損失の主な内訳は、企業様向け紅麹原料の回収費用、健康被害にあわれたお客様への補償費用及び製品回収関連損失引当金の繰入等となります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,711,236株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式等評価損	2,907百万円
退職給付引当金	63百万円
固定資産減損損失	4,594百万円
未払経費	2,120百万円
賞与引当金	656百万円
棚卸資産評価廃棄損	257百万円
未払事業税	77百万円
返金負債	434百万円
貸倒引当金	438百万円
減価償却超過額	179百万円
株式評価損	277百万円
製品回収関連損失引当金	665百万円
その他	356百万円
繰延税金資産小計	13,029百万円
評価性引当額	△4,219百万円
繰延税金資産合計	8,810百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,777百万円
その他	△93百万円
繰延税金負債合計	△5,871百万円
繰延税金資産の純額	2,939百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種 類	会 社 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円) (注1)	科 目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	富山小林製薬㈱	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	15,730	買 掛 金	6,251
				不動産の賃貸 (注3)	96	-	-
				資金の貸借 (注4)	477	関 係 会 社 短期貸付金 (注4)	1,649
子会社	仙台小林製薬㈱	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 (注2)	11,965	買 掛 金	4,326
				不動産の賃貸 (注3)	738	-	-
				資金の貸借 (注4)	410	関 係 会 社 短期貸付金 (注4)	842
子会社	Kobayashi Healthcare International, Inc.	(所有) 直接 100%	資金取引	資金の貸付 (注4、5) 資金の回収 (注4、5)	5,109 790	関 係 会 社 長期貸付金 (注4、5)	6,262

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
3. 賃貸料については、近隣の価格を参考にして双方が協議の上、決定しております。
4. 貸付金・借入金については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
5. 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

(2) 役員及び主要株主等

種 類	会 社 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び主要株主の近親者	小林 一雅	(被所有) 直接 0.3%	当社特別顧問	特別顧問報酬の支払 (注)	24	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社の代表取締役を経験しており、主に製品開発・マーケティングの観点で様々な助言を行う目的から特別顧問を委嘱しております。報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,254円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	37円21銭

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) その他計算書類作成のための基本となる事項 ③ 重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

● 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

小林製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 上 和 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗 原 裕 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小林製薬株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上